



第3次かどま男女共同参画プラン 進捗状況調査（令和5年度実施状況）

いきいきとすべての人が輝く男女共同参画都市

報告書

門真市



目 次

プランの策定にあたって	．．．．．	3
門真市がめざす姿	．．．．．	3
基本理念	．．．．．	3
プランの期間	．．．．．	3
プランの基本的方向（基本目標 1～4）	．．．．．	4
重点施策	．．．．．	8
評価の方法	．．．．．	9

評価シート

基本目標 1	1－1	施策 1	．．．．．	10
		施策 2	．．．．．	12
	1－2	施策 3	．．．．．	13
		施策 4	．．．．．	14
	1－3	施策 5	．．．．．	16
	1－4	施策 6	．．．．．	17

基本目標 2	2－1	施策 7	．．．．．	19
		施策 8	．．．．．	20
	2－2	施策 9	．．．．．	21
		施策 10	．．．．．	22
		施策 11	．．．．．	24
	2－3	施策 12	．．．．．	25
		施策 13	．．．．．	27

基本目標 3	3－1	施策 14	．．．．．	28
		施策 15	．．．．．	30
	3－2	施策 16	．．．．．	32
		施策 17	．．．．．	34
	3－3	施策 18	．．．．．	36
		施策 19	．．．．．	37
		施策 20	．．．．．	38
	3－4	施策 21	．．．．．	39

基本目標 4	4－1	施策 22	．．．．．	40
	4－2	施策 23	．．．．．	42
	4－3	施策 24	．．．．．	45

■プランの策定にあたって

門真市では、平成 14（2002）年に「かどま男女共同参画プラン」を策定し、門真市における男女共同参画社会の実現に向けて歩みはじめました。

最初の策定から 10 年経った平成 24（2012）年に「第 2 次かどま男女共同参画プラン」を策定し、固定的性別役割分担意識の払拭をはじめとした、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みに関する推進状況を広報紙や市ホームページ等で周知するなど、あらゆる機会に男女共同参画社会への理解が深まるよう啓発に努めてきました。

「女性活躍推進法」、「DV 防止法」の改正などを踏まえ、門真市のこれまでの取り組みのさらなる推進と、新たな課題への対応を進めるため、「第 3 次かどま男女共同参画プラン」を策定しました。

■門真市がめざす姿

「第 3 次かどま男女共同参画プラン」は、「男女」にとらわれず、すべての人を包含することとし、めざす姿を以下のように設定しました。

いきいきとすべての人が輝く男女共同参画都市

■基本理念

基本理念もめざす姿と同様、以下のように設定しました。

- すべての人の人権が尊重される社会の推進
- 政策・方針の立案及び決定への共同参画の推進
- 仕事と家庭生活、地域活動を両立できる社会の推進
- すべての人が生涯にわたり健康で安心して暮らせる社会の推進
- 国際理解と多文化共生の推進



■プランの期間

令和 5（2023）年度から令和 14（2032）年度までの 10 年間です。

■プランの基本的方向

すべての市民が性別にかかわらず人権が尊重され、仕事と生活のあり方について多様な選択ができる男女共同参画社会の実現に向けて、4つの基本目標を定め、施策を推進します。



基本目標

1

あらゆる分野における参画拡大と活躍推進 (女性活躍推進法関連)

やりがいを持って働きながら、余暇活動や地域活動、また、育児や介護といった家庭内での役割も果たすことのできるワーク・ライフ・バランスの充実が求められます。

誰もがライフスタイルやライフステージに合わせた柔軟な働き方が実現できるよう、就労や起業における女性活躍、また男性の育児・介護休業への支援を推進します。

方針1-1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策1 審議会等委員への女性の参画促進

施策2 女性職員・女性教職員の登用促進

方針1-2 ワーク・ライフ・バランスの理解と促進

施策3 ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及

施策4 仕事と子育て・介護が両立できる環境の整備

方針1-3 女性の就業支援

施策5 多様な働き方への支援の推進

方針1-4 女性の活躍推進

施策6 就労の場における女性の活躍推進



取り組み内容の指標	現状	目標 (令和14(2032)年度)
① 市における審議会などの女性委員の割合	29.3% (※1)	40%以上、 60%以下 (※4)
② 女性委員のいない審議会などの割合	11.4% (※1)	0%
③ 市における女性職員の管理職登用率	20.2% (※1)	30%
④ 市における男性職員の育休取得率	50.0% (※2)	▲
⑤ ワーク・ライフ・バランス啓発講座への参加者数	48人 (※3)	▲
⑥ 病児保育の受入定数	6人/1日 (※1)	▲

※1 令和4(2022)年4月時点の数値。

※2 令和3(2021)年度時点の数値。

※3 令和4(2022)年11月時点の数値。

※4 国における各種成果目標を踏まえ委員を選任。

男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

いまだ根強く残る固定的性別役割分担意識による行動や選択の制限、無意識の思い込みによる偏見は、個人の能力や生き方の選択の幅を狭め、自由や尊厳を奪いかねません。

それらを解消するためには、幼少期からの教育、家庭・地域・職場あらゆる環境や立場からの学習や啓発の機会を通して、個人から社会全体へと意識を改革し、男女共同参画社会の実現を推進します。

方針2-1 広報・啓発・情報収集による理解の促進

施策7 男女共同参画の理解と共感

施策8 男女共同参画に関する情報の収集・提供

方針2-2 市民一人ひとりの意識に対する啓発の推進

施策9 地域団体・企業など一体となった啓発の促進

施策10 地域のさまざまな活動に対する男女共同参画の促進

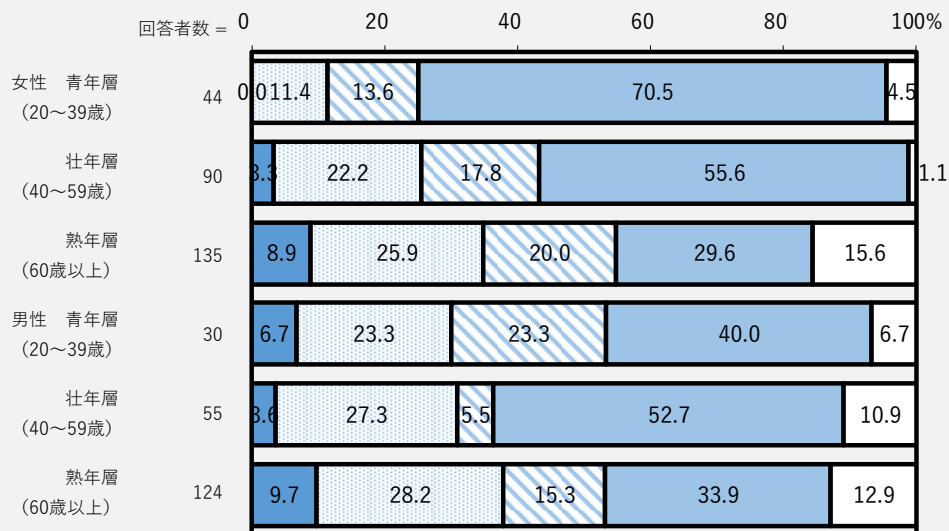
施策11 市民、団体などの地域活動に対する支援

方針2-3 多様な選択を可能にする教育・学習の推進

施策12 保育所、幼稚園、認定こども園、学校における男女共同参画意識の醸成

施策13 男女共同参画を進める多様な学習機会の提供

■性別・年齢別 「男は仕事・女は家庭」に対する意識



■そのとおりだと思う □どちらかといえばそう思う
□どちらかといえばそう思わない □そうは思わない
□無回答

資料：令和2（2020）年度実施の門真市人権問題に関する市民意識調査より抜粋

取り組み内容の指標	現状 (令和2(2020)年度)	目標 (令和14(2032)年度)
① 門真市男女共同参画推進条例の認知率	22.4%	
② かどま男女共同参画プランの認知率	16.9%	

すべての人が安心して暮らせる環境の整備

すべての人が生涯を通じて健康であり続けるためには、身体的性差について理解し合うことが大切です。特に女性はリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）への尊重と配慮が必要です。

近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、ひとり親家庭や単身、高齢世帯の女性など、より貧困等の問題を抱えやすい人への支援が急務となっています。さらに、社会的困難を受けやすいとされる、高齢者、障がい者、性的マイノリティ、在住外国人等へは、必要に応じた個別支援や周囲の理解促進が必要です。また、地域活動における男女共同参画を推進することで、多様な地域住民が安心して暮らせる地域共生社会を実現します。

方針3-1 生涯を通じた健康支援

- 施策 14 すべての人へ向けた心身の健康に関する啓発・教育の推進
 施策 15 生涯各期に応じた健康対策の推進

方針3-2 さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

- 施策 16 困難な状況に置かれた人々の課題解決のための支援強化
 施策 17 複合的に困難な状況に置かれている人々への対策の推進

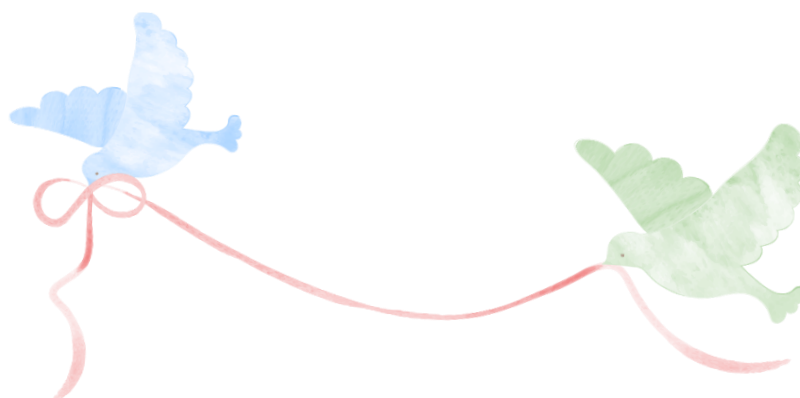
方針3-3 多様性の尊重と理解の促進・支援

- 施策 18 性の多様性の尊重と理解促進や支援
 施策 19 在住外国人が暮らしやすい環境づくりの推進
 施策 20 多様な文化への理解と交流の推進

方針3-4 防災活動や災害時における男女共同参画の推進

- 施策 21 男女共同参画の視点を取り入れた防災活動や災害対応の推進

取り組み内容の指標	現状 (令和3(2021)年度)	目標 (令和14(2032)年度)
① 市・乳がん、子宮がん検診の受診率の向上	乳がん：4.9% 子宮がん：9.3%	▲
② 市・胃がん、大腸がん、肺がん検診の受診率の向上	胃がん：1.2% 大腸がん：6.5% 肺がん：10.4%	▲



あらゆる暴力の根絶と被害者支援 (DV 防止法関連)

DV や性犯罪などのあらゆる暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる重大な人権侵害であり、その後の人生に深刻な影響を及ぼします。昨今はインターネットや SNS の普及により、性的あるいは暴力行為の対象とした表現の氾濫、性的な画像や動画を本人の同意なくインターネット上に公開するなど、新たな性被害のケースが増加しています。

あらゆる暴力の根絶に向けて、若年層への教育や啓発、企業等への研修などを実施し、被害者へは安心して相談できる支援体制を充実していきます。

方針4-1 あらゆる暴力の根絶の推進

施策 22 暴力を許さない社会づくりのための推進と啓発

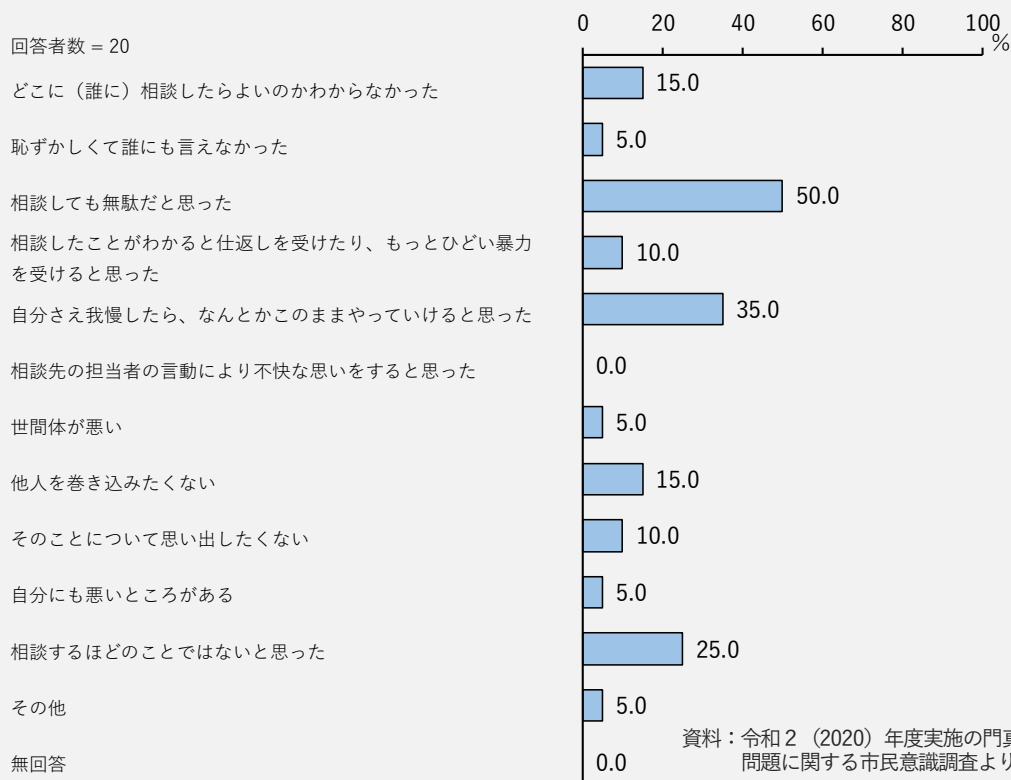
方針4-2 相談体制の充実

施策 23 安心できる相談体制の充実と連携体制の構築

方針4-3 被害者への支援体制の充実

施策 24 被害者の安全確保と支援体制の充実

■ DV を相談しなかった理由



取り組み内容の指標	現状 (令和2(2020)年度)	目標 (令和14(2032)年度)
① DV に関し「直接自分が暴力を受けたことのある」率の低下	女性：14.1% 男性：5.7%	0%
② DV の相談窓口を「ひとつも知らない」率の低下	女性：10.7% 男性：9.1%	↓

重点施策

これまでの取り組みの中からの継続課題や国及び大阪府の新たな計画に取り上げられた課題などを踏まえ、特に重点的に取り組む具体的な項目を「重点施策」として掲げます。

基本目標 1

◆ 審議会や管理職への女性登用

女性の職域の拡大、積極的な管理職への登用を推進し、審議会などでは女性委員の比率目標を40%以上、60%以下とします。

◆ 男性の育児休業取得への理解・促進

男性の育児休業の取得促進に向けた取り組みを推進します。

◆ 女性の就労や活躍機会への支援

ライフスタイルやライフステージに合わせた柔軟な働き方を実現できるよう、女性の就労や起業を支援します。

基本目標 2

◆ 市民への男女共同参画の啓発

男女共同参画に関する周知・啓発に取り組み、男女共同参画意識の醸成に努めます。

基本目標 3

◆ 性の多様性の尊重

性的マイノリティへの差別や偏見をなくし、誰もが自分らしく生きられる社会づくりを推進します。

基本目標 4

◆ 暴力の根絶と被害者支援

あらゆる暴力の根絶に向けて若い世代への教育や啓発、企業や教職員への研修等を実施します。また、安心して相談できる支援体制を充実します。

① 庁内推進体制の充実

プランに基づく施策を総合的かつ効果的に進めるため、関係部局間との連携と緊密な調整を行うなど、庁内推進体制の強化を図ります。

② 国・府・自治体間との連携の推進

プランに掲げる施策・事業の中には、市が主体的に取り組むもののほか、制度や法律など国・府の施策の取り組みによるものも多くあります。国・府との連携を強化し、必要に応じて協力を要請するとともに、近隣自治体等との協力関係を強化します。

③ 市民、事業者などとの協働による推進

「門真市男女共同参画推進条例」に基づく市の責務、市民の責務、事業者の責務を踏まえ、市と市民、事業者などとの協働により、男女共同参画社会づくりを進めます。

■評価の方法

第3次かどま男女共同参画プラン（令和5年度～令和14年度）では、4つの「基本目標」とそれに対する「現状と課題」、目標を実現するための「取り組み内容」を定めています。

進捗状況の調査においては、各課題の解決に向けて、所管課が施策ごとに実施報告・自己評価を行います。

この評価に対し、門真市男女共同参画審議会が各施策の第三者評価を行います。

①所管課の評価

各施策について、所管課が当該年度計画と前年度の実施状況の報告を行います。
評価基準については、まず、各施策における「**男女共同参画の視点でめざす効果**」の評価を行い、その評価に基づく「**前年度の実施状況の自己評価**」を行います。

男女共同参画の視点でめざす効果

1	男女共同参画への理解促進に向けた啓発
2	男女共同参画の意識を育む教育
3	各種様々な課題解消に向けた情報提供
4	健康・生活習慣などの正しい知識習得に向けた取り組み
5	関係機関との連携
6	相談体制の充実

前年度の実施状況の自己評価

A	計画通り実施し、予定を上回る効果を発揮した
B	計画通り実施し、予定した効果を発揮した
C	計画通り実施したが、課題が残る
D	計画通りに実施できなかった

②門真市男女共同参画審議会の評価

門真市男女共同参画審議会委員において、施策ごとに意見をいただきます。

■評価シート

基本目標 1 あらゆる分野における女性の参画拡大と活躍推進 (女性活躍推進法関連)

方針	1-1	政策・方針決定過程への女性の参画拡大
施策	1	審議会等委員への女性の参画促進
所管課	人権市民相談課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①市政に対する関心の喚起	1	「門真市第2次人権教育・人権啓発推進基本計画」及び「第3次かどま男女共同参画プラン」を周知啓発するため、市ホームページに継続して概要や基本理念等を掲載するとともに推進状況等調査シートの公表を行った。6月の男女共同参画週間においても、広報紙・市ホームページに啓発記事を掲載したほか、庁舎掲示板・女性サポートステーション WESS にポスターを掲示しており、併せて、庁内インフォメーションにて職員にも周知を行った。なお、毎月定例で実施している WESS セミナーにおいても、参加者に対し、条例や第3次プラン等について周知している。セミナーでは、審議会の女性比率、避難所における女性リーダーの育成の必要など、毎回テーマを決めて話した。 従来の啓発活動に加え、SNS を活用するなどさまざまな媒体を活用して周知啓発に努める。	B
②審議会等委員への女性の参画促進	1	関係各課においては、審議会等の委員の男女比に関して、「第3次かどま男女共同参画プラン」における女性委員の割合に関する現状や男女共同参画の視点等の周知を行った。また、市ホームページに、女性参画に関する国の取り組みページ（外部リンク集）、女性の活躍状況の「見える化」のページへのリンクを設け、周知・啓発を行っている。なお、リンク先では、女性の政治参画マップなどが閲覧できる。 男女共同参画週間等の機会を活用して、庁内関係課へ女性委員の登用について周知啓発する。 審議会等委員の任期等による交代も考慮し、継続して周知啓発に努める。	B
③人材の把握と活用	1	男女共同参画の促進に向け、6月及び11月にハローワーク、商工会議所、中小企業サポートセンター等において、審議会や委員会等への女性委員の登用促進等、女性参画の充実を図る必要性の周知・啓発のため、第3次かどま男女共同参画プランで策定された「審議会や委員会等への女性委員の登用促進等、女性参画の充実を図る必要性について」や「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発ティッシュを配付した。また、WESS セミナーや施設についてのチラシを配布し、PRを行った。 審議会や委員会において、多様な意見を反映するためには、男女の偏りのない委員の登用が重要であることを庁内関係各課に周知するとともに、審議会等において、比率の低い女性委員の登用を促す。 審議会等委員に参画できる女性リーダーの人材把握、人材養成について取り組みを進めていく。	B
④民間団体における女性の参画の拡大	1	10月に開催のワーク・ライフバランス（WLB）啓発講座の案内を広報、市ホームページ等で、周知・啓発を行った。「100年時代を豊かに生きるためのワーク＆ライフ」と題し、女性が人生100年時代を自分らしく楽しむためのポイントについて知っていただくことで、女性参画に関する周知・啓発を行うことができた。 広く関係団体等への周知を引き続き行っていく。	B
⑤地域活動における女性の参画の拡大	1	関係機関の会議等に出席し、男女共同参画及び WESS における講演会等の案内を行う予定であったが、WESS の移転等の事務負担増により、ホームページ等での啓発のみ実施。 関係機関の会議等に出席し、男女共同参画及び WESS の効果的な啓発に繋げていく必要がある。	D

審議会の意見

1-①

セミナー等では、広く市民の参加がなされているか。参加者が一部の市民のみに偏っていないか。

1-②

審議会等の委員の男女比を周知するのみでは不十分である。具体的な目標数値を達成するために、具体的に審議会にどのような働きかけがあったのか。目標達成のために具体的な対策を掲げているのか。

1-③、④

各種団体の女性リーダーに対して、具体的に審議会メンバーに参画していただけるよう、どのような働きかけがあったのか。

情報の周知だけではなく、具体的にどのような働きかけがあり、その結果、実際に女性リーダーが増えたのかわかるようにしてほしい。

1-⑤

男女共同参画の重要性などが、基本的なところを含めて市民やPTAなどで理解されているのだろうか。目標達成のためには情報提供のみでは不十分であり、具体的にどのようにして目標を達成するのかの検討が必要。

基本目標 1 あらゆる分野における女性の参画拡大と活躍推進 (女性活躍推進法関連)

方針	1-1	政策・方針決定過程への女性の参画拡大
施策	2	女性職員・女性教職員の登用促進
所管課	人事課、学校教育課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①職員研修の充実と 男女共同参画の視点 に立った職務配置の 推進	3	今後新主査選考の対象となる若手職員を対象に、キャリアデザインやライフプラン作成に資する研修を実施するなど、職員のキャリア形成の支援に努めた。加えて管理職候補としての意識を醸成することを目的とした中堅職員研修において、男女1名ずつの現役幹部職員に内部講師として参加していただき、自身のキャリア形成においての体験談を語っていただくことで、男女の差なくどの職員も積極的なキャリア形成を行えるよう支援と意識醸成を図った。 また人事異動においては、男女の区別なく能力に応じた管理職登用を行った結果、5年4月1日時点の女性管理職（課長補佐級以上）は47人であり、管理職全体の24.2%であった。 職員のワークライフバランスを推進する様々な取組を促進することで、まずは男女関係なくどの職員も長く働くことができる職場環境を整備するとともに、これまで実施しているキャリア形成に係る研修等を継続し、男女の差なく、その職員の能力に応じた管理職登用を実施していくことで、女性管理職の割合を高めていきたい。	B
②小・中学校における 女性管理職の任用	1	市内小・中学校20校40名の管理職のうち、14名が女性であり、登用率は35%である。 女性教職員の管理職登用を今後も積極的に進めていく。	A

審議会の意見

2-①

女性管理職者の数を増やすためには、若手職員の段階から積極的な登用を促す必要がある。そのような計画がどのように立てられているのか、明確にされているのか。研修は、もちろん重要であるが、もう少し具体的な介入も必要かと思う。目標達成のための計画的推進が必要。

基本目標 1 あらゆる分野における女性の参画拡大と活躍推進 (女性活躍推進法関連)

方針	1-2	ワーク・ライフ・バランスの理解と促進
施策	3	ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及
所管課	人権市民相談課、産業振興課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①ワーク・ライフ・バランスの啓発	4	10月に市在住・在勤・在学者を対象とした「ワーク・ライフ・バランス啓発講座」を開催し、多くの参加があった。また、ドーンセンターから送られてくる情報ライブラリーの図書案内もWESSに配架している。	B
		ワーク・ライフ・バランス啓発講座を、より多くの家庭に周知できるようにする。	
②労働時間短縮に向けた啓発	5	大阪府からの育児・介護との両立に関する啓発チラシを市施設への配架による情報提供に努めた。今後も、大阪府や商工会議所等の関係機関と連携し、情報提供に努める。	B
		商工会議所等関係機関と連携し、事業者にワーク・ライフ・バランスについて啓発を図る。また、門真市中小企業サポートセンターによるセミナーを検討する。	

審議会の意見

ワーク・ライフ・バランスには管理職(特に男性)が率先して早めに帰宅をする姿勢を持ち、その他の職員が管理職に気を遣わず帰宅ができるようにするなどの工夫が必要である。そのためにも、市民や職員のうち、職場で影響力の強い方を対象としたプログラムを実施できているのか。

また、良いプログラムがあっても、市民に届いていないことについては、多くの自治体の課題となっている。情報発信の工夫を期待する。

基本目標 1 あらゆる分野における女性の参画拡大と活躍推進 (女性活躍推進法関連)

方針	1-2	ワーク・ライフ・バランスの理解と促進
施策	4	仕事と子育て・介護が両立できる環境の整備
所管課	人事課、産業振興課、保育幼稚園課、子育て支援課、高齢福祉課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①育児・介護休業制度 の普及啓発	1	仕事と家庭の両立支援を図るため、職員の両立支援ガイドブックによる制度の普及啓発を推進している。また、職員が育児休業や介護休暇を取得する際には、人事課職員が対象職員一人一人と個別相談の場を設け、改めてその職員の仕事の状況や家庭の状況などに応じた育児や介護に関連する各種休暇制度や補助制度等について丁寧に制度説明を行い、職員が安心して仕事と子育て・介護が両立できる環境の整備に努めた。 また、職員採用説明会、新規採用職員研修時においても育児休業、介護休業などの制度説明を行い、職員採用時から育児・介護休業制度の普及啓発を図っている。 上記取り組みにより、5年度育児休業取得率については女性職員 100%（4年度全国平均 100%）、男性職員 66.7%（4年度全国平均 31.8%）で、男女とも全国平均以上となっている。 引続き育児休業等の取得を希望する職員に対し、人事課職員が個別相談に応じるとともに、必要に応じて職員の両立支援ブック等の改訂を行うなど、職員が安心して仕事と子育て・介護が両立できる環境の整備に努める。 また、各種制度について、新規採用職員研修や職員報発出などの機会を通じて、職員への周知・啓発を図りたい。	B
②事業者に対する男性の育児休業、介護休業取得に向けた働きかけ	1	5年度、門真市「職住近接」のための企業魅力アップ事業補助金制度を新たに創設し、男性の育児休業取得に対し、事業者へ補助金（1人当たり150,000円、上限300,000円）を交付するメニューが利用可能となった。しかしながら、申請企業は0件であった。 育児休業取得者の職場復帰などの促進に関する啓発については、具体的な取組を実施することができなかった。また、周知に必要なチラシやパンフレットについて、能動的な情報収集が不足していた。 今後、効果的な周知・啓発が実施できるよう努める。 商工会議所等関係機関と連携し、事業者へ育児休業・介護休業等の制度について、周知・啓発を図るとともに制度の利用を促進する。 特に、門真市「職住近接」のための企業魅力アップ事業補助金制度における、男性の育児休業取得補助については、さらなる制度周知を図る。	B
③保育サービスなどの充実	6	子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育の提供や延長保育、一時預かり、病児・病後児保育、放課後児童クラブなどの各事業を適切に実施した。 子ども・子育て支援事業計画に基づき、市民ニーズに即した子育て支援施策の供給体制の構築を図る。	B
④介護サービスなどの充実	3	①通所型サービスC事業の利用を促進し、高齢者が元気だった元の生活に戻るよう支援をした。通所型サービスC事業所の新規開拓を行った。家族介護者の負担軽減などをはかることなどを目的とした家族介護教室について、21回開催し、延べ242名参加した。 ②コロナ禍でも、家族介護教室や交流会により、家族介護者の社会的孤立を防ぎ、介護負担の軽減につながるよう各地域包括支援センターで工夫し教室など運営した。 通所型サービスCに関して、利用者の多くが元気だった元の生活に戻ることができた。 ③家族介護教室や交流会について、介護者自身が問題を抱えていることも多く、関係機関と連携をし、教室を展開する必要がある。 通所型サービスCに関しては、市民やケアマネジャーに周知することや、市民ニーズに応じられるよう事業所を増やす必要がある。 家族介護教室や交流会について、各圏域で実施することで、介護者の孤立や介護負担の軽減に努める。 また、健康寿命の延伸をめざし、通所型サービスC(元気はつらつ教室)利用者の増加をめざし、新規事業所の開拓、事業の周知にも注力する。	C

審議会の意見

4-①

令和5年度育児休業取得率について男女とも全国平均を上回っているのは、大変喜ばしいことである。

一方で、育児休業取得中の職員以外の職員の仕事量が著しく増えるようでは、職場の雰囲気が悪くなったり、ミスも増える。昨今の「子持ち様」論争の影響がないかも気になるところである。

子育てはお互いさまとはならなくとも、介護についてはお互いさまになる可能性も高い上、そうでなくとも病気やけが等で休む場合もあるため「お互いさま」の気持ちを醸成するような情報発信があると良いかもしれない。

4-②

良いプログラムがあっても、市民に届いていないことについては、多くの自治体の課題となっている。他の自治体でどのような工夫がされているか、情報を入手して参考にするの良いのではないか。

4-③

「子ども・子育て支援事業計画に基づき～適切に実施した」のに、自己評価が「B」であることについて、その点を明記し、対応する必要がある。

4-④

介護サービスの需要と供給のアンバランスが課題となっている中、精一杯のことをやっておられることがよくわかる。一方で通所型サービスCの情報の周知には改善の余地があるようである。情報が一人でも多くの方に届くように工夫をいただきたい。

基本目標 1 あらゆる分野における女性の参画拡大と活躍推進 (女性活躍推進法関連)

方針	1-3	女性の就業支援
施策	5	多様な働き方への支援の推進
所管課	人権市民相談課、産業振興課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①女性の起業や経営、 再雇用などの支援	5	様々な機会を通じて、WESSの案内やセミナー等についてのチラシを配布し、施設のPRを行った。また、WESS入口で求人貼紙を見ている人に、積極的に声掛け等も行っており、併せて就労相談やセミナーの案内を行うなど、周知に努めている。 WESS セミナーや就労相談、キャリアカウンセリング等で、引き続き支援していく。	B
②育児休業取得者の 職場復帰などの促進 に関する啓発	1	育児休業取得者の職場復帰などの促進に関する啓発については、具体的な取組を実施することができなかった。また、周知に必要なチラシやパンフレットについて、能動的な情報収集が不足していた。 今後、効果的な周知、啓発ができるよう努める。 育児・介護に関する両立支援制度について市民・庁内関係課へチラシ・パンフレットを配布し情報提供に努める。また、門真市中小企業サポートセンターによるセミナーを検討する。	B

審議会の意見

5-①

相談件数が堅調と見受けられ、関係機関への連携も進んでいる5年実績と自己評価は適切と考える。WESSの活性化のために既存方法以外の周知方法の開拓と実行を6年度の取り組みとして期待する。

5-②

事業者への接触実績等が見受けられず、5年実績と自己評価はやや不適切である。大企業レベルでは徹底されつつある育休を直近の法改正も踏まえて、中小事業者に周知徹底し、市民の就業環境を整えることは6年度の取り組みとして不可欠なので検討されたい。

基本目標 1 あらゆる分野における女性の参画拡大と活躍推進 (女性活躍推進法関連)

方針	1-4	女性の活躍推進
施策	6	就労の場における女性の活躍推進
所管課	人権市民相談課、産業振興課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①市民に対する労働関係法令や制度に関する啓発	5	労働関係法令や働き方改革関連法について、関係機関からの法令の趣旨・内容が記載されたチラシ・パンフレットを庁内各所に配架し、周知・啓発を行った。また、6月にルミエールホールで開催した「男女共同参画講演会」について、古川橋駅前において、講演会PR及びWESS案内チラシを入れたティッシュを配布するとともに、ハローワークや商工会議所、中小企業サポートセンター等においても同様に周知・啓発活動を行った。 引き続き、関係法令の趣旨・内容が記載されたチラシ・パンフレットを市施設等に配架し、また、広報やホームページを活用し、制度の概要や関係機関が実施する各講演・セミナーを紹介し、周知を図る。	B
②事業者に対する労働関係法令や制度に関する啓発	5	男女格差を解消するための雇用管理上の義務などに関する啓発については、具体的な取組を実施することができなかった。 関係機関との連携については、関係機関のチラシ等を用いた周知にとどまった。 今後、関係機関職員を講師として招聘した説明会等の市内での開催や、関係機関が主催する説明会等への誘導による啓発、守口門真商工会議所との連携による対象企業の発掘など関係機関のリソースを積極的に活用していく必要がある。 商工会議所等関係機関と連携し、事業者にも男女間の格差を解消するため、ポジティブ・アクションの促進に努める。また、門真市中小企業サポートセンターによるセミナーを検討する。	B
③男女共同参画を実践する企業の実践例などの情報の提供	2	子育てにひと段落ついた人等が、新たに働くにあたり、自分自身の良さ、興味関心のあることを引き出すためのセミナーを開催し、起業や再就職への意欲の向上に向けた支援を行うことが出来た。また、WESSセミナーにおいて、実際に起業した女性を講師に招き、女性の起業のきっかけとなるよう努めた。 出産や育児等で就職に悩む人をサポートするセミナーを今後も企画する必要がある。	A
④企業におけるポジティブ・アクションの促進	1	5年度、門真市「職住近接」のための企業魅力アップ事業補助金制度を新たに創設し、女性従業員専用設備の導入等に要する経費の一部、事業者へ補助金（補助率最大2/3、上限500,000円）を交付するメニューが利用可能となった。申請企業は1件であった。 関係機関との連携については、関係機関のチラシ等を用いた周知にとどまった。 今後、関係機関職員を講師として招聘した説明会等の市内での開催や、関係機関が主催する説明会等への誘導による啓発、守口門真商工会議所との連携による対象企業の発掘など関係機関のリソースを積極的に活用していく必要がある。 商工会議所等関係機関と連携し、事業者にも男女間の格差を解消するため、ポジティブ・アクションの促進に努める。特に門真市「職住近接」の女性従業員専用設備導入補助については、さらなる制度周知を図る。	B
⑤女性の商工業や農業などにおける技術・経営管理能力の向上	5	大阪府等からの技術向上・資格取得、講座等の情報チラシ・パンフレットの市施設への配架による情報提供に努めた。 今後も、大阪府等の関係機関と連携し、情報提供に努める。 女性従事者のニーズにあった、効果的な講座等の情報提供に努める。	B

審議会の意見

6-①

近時改正が頻繁で、かつ、内容が一読了解しづらい分野について、省庁パンフレットは理解を促進するツールとして適切であり、5年実績と自己評価は適切。6年度の取り組みも、この継続を望むが、市民に寄り添った方法論による周知の深化に期待する。

6-②、③

実績と自己評価並びに6年度の取り組みは、施策5-②と同様で、産業振興の見地から積極的な施策の構築が早急の課題と考える。

6-④

潜在的な就労意欲を実現化する施策を実行された5年実績と自己評価は適切。セミナーの開催及び参加者増に向けた6年度の取り組みと実効化に期待する。

6-⑤

施策5-②、6-②及び 6-③への意見と同旨であるが、産業振興の見地からの具体的な行動や今後の取り組みが見られず、全面的な再検討が必要不可欠。

基本目標 2 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

方針	2-1	広報・啓発・情報収集による理解の促進
施策	7	男女共同参画の理解と共感
所管課	人権市民相談課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①広報紙などの媒体を通じた啓発の推進	1	条例及び第3次プランを周知啓発するため、市ホームページに継続して概要や基本理念等を掲載するとともに、推進状況等調査シートについても公表を行った。庁内インフォメーションにて職員にも周知し、認識を高めた。 従来の啓発活動に加え、SNSを活用するなどさまざまな媒体を活用して周知啓発に努める。	C
②男女共同参画に関する認識を深める機会の充実	2	人事課と共催で11月に職員を対象としたDV防止研修を開催した。各課から最低1名受講してもらうことで、職員の認識を深めることができた。6月の人権講座では「アンコンシャス・バイアスへの気づきを持つ」と題し、無意識の思い込みの気づきに努めた。 新入職員や未受講の職員を優先しながら、継続的に研修を行い、多くの職員に研修を受講してもらうよう努める。また、市民に対し講座等にて啓発を行う。	B
③すべての人の人権を尊重した表現の推進	1	北河内人権啓発推進協議会が作成した「表現ハンドブック 考えてみませんか よりよい表現～人権尊重のために～」及び大阪府が作成した「男女共同参画社会の実現をめざす表現ガイドライン」を市ホームページにて継続して掲載し、周知を行った。 職員への表現の推進を強化するため、庁内インフォメーションを活用して、表現ハンドブックや表現ガイドラインの活用を呼び掛ける。	B

審議会の意見

7-①

プランが掲げる各取り組みが、市民生活にどのように直結しているかをわかりやすく市民に知らせる等、周知方法に工夫を施すことが必要である。

7-②

職員研修に参加した職員が課内においてその内容の周知役を担う等、研修をより有効にする方法を検討していただきたい。

7-③

庁内からの全ての情報発信がジェンダー平等な内容となるよう、徹底的に目配りをしていただきたい。

こども版を作成されたのはすごくいいと思うが、各ページのイラストが気になる。イラストが子どもへの刷り込みになっている(性的バイアス)。例えば、赤ちゃんを抱っこするのはお母さんであったり、服装の色は女の子が赤で男の子が青になっている。また、何か知的な事をしているのが男性で、寄り添っているのが女性、みたいなメッセージが伝わるような感じがした。内閣府や他市の表現ガイドブック等を参考にいただき、機会があれば改善をお願いしたい。

基本目標 2 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

方針	2-1	広報・啓発・情報収集による理解の促進
施策	8	男女共同参画に関する情報の収集・提供
所管課	人権市民相談課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①大阪府等関係機関との連携による男女共同参画に関する情報の収集と提供	1	府主催の男女共同参画に関する講座やイベント等のチラシ、ドーンセンターの情報ライブラリー図書案内のほか、国が毎月発行している広報冊子「共同参画」など、府等からの配架物については届き次第速やかに配架し、常に新しい情報を届けるよう努めた。 府等からの配架物の配架場所については、より多くの市民に届くようWESS 以外の関係課の窓口、施設等に配架するよう努める。	B
②メディアを活用した男女共同参画の推進	5	市ホームページに、国と府それぞれの男女共同参画に関する取り組みをまとめた外部リンクを継続して設け、周知を行った。また、国と府それぞれの男女共同参画プランのページへのリンクも継続して設け、男女共同参画の目的や取り組み内容を周知した。府が実施する「OSAKA 女性活躍推進月間」では、イベントの案内を市ホームページに掲載した他、WESS にチラシも配架した。 引き続き、国や府の発信する情報をキャッチし、必要に応じてリンク集へ追加する等、迅速な情報提供に努める。	B

審議会の意見

8-①

男女共同参画に関する配布物については、来年度に開館予定の新図書館にもコーナーを設ける等、連携をもう一步進めて市民が情報を収集する機会を増やしていただきたい。

8-②

国が発信する情報には利用しやすくわかりやすい動画も多々あるので、これらの情報もぜひ、提供に努めていただきたい。

基本目標 2 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

方 針	2-2	市民一人ひとりの意識に対する啓発の推進
施 策	9	地域団体・企業などと一体となった啓発の促進
所 管 課	人権市民相談課	

項 目 (市の役割)	めざす 効 果	実 施 状 況	自 己 評 価
		次年度の取り組み	
地域団体、企業などに対する働きかけ	1	門真市企業人権推進連絡会会員を始め、地域団体、市民を対象に、「アンコンシャス・バイアス」をテーマとした人権講座を開催し、無意識の思い込みの気づきに努め、企業等における取組の推進の一助とするともに、公正な採用選考に関する啓発チラシの配布等を行なった。また、「かどま女性活躍の職場づくり」～市内5社の取組事例集～を庁内各所に配架し、女性活躍推進の啓発に努めた。	B
		地域団体や企業等と連携を図り、周知啓発を行っていく。また、より多くの方に参加していただけるよう申し込み方法や周知方法について検討する。	

審議会の意見

門真市の主催講座のみではなく、他機関や自治体による関連テーマの講座等についても市民に情報提供することにより、啓発に繋がることもあることから、積極的な啓発に期待する。

基本目標 2 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

方針	2-2	市民一人ひとりの意識に対する啓発の推進
施策	10	地域のさまざまな活動に対する男女共同参画の促進
所管課	高齢福祉課、地域政策課、危機管理課、子育て支援課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
① 高齢者の地域における活動の促進	4	高齢者に老人クラブへの加入を周知するとともに、新型コロナウイルス感染症が流行する以前の通常の老人クラブ活動を行うことができた。 新型コロナウイルス感染症で活動が制限されていたが、通常の老人クラブ活動が実施できた。 老人クラブ活動の周知について、会員以外の方に啓発ができるように実施し、さらなる老人クラブ活動の周知に努める。	B
② ボランティア活動の促進	5	公益活動支援センターを通じて、ボランティア講座（５年度８回）の開催や、NPO協議会に対し「ボランティアフェスティバル（門真市ボランティアフェスティバル実行委員会主催）」への積極的な参画を促すなど、誰もが気軽に地域活動に参加できるよう啓発に努めた。 引き続き、誰もがともに地域活動に参加できるように、NPO 協議会や社会福祉協議会等と連携しながら、ボランティア活動の周知・啓発を図ります。	B
③ 防犯に対する男女共同参画の促進	1	①防犯については、6月11日、古川橋小学校、9月10日、沖小学校、11月12日、東小学校にて、防犯キャンペーンを開催した。防災については、防災講話を開催した。 ②防犯キャンペーンについては、多人数の参加があり（各校 70 人前後）自転車保険について、自転車安全運転についての説明をし、防犯教室では、大阪府警による寸劇にて、特殊詐欺被害の防止等を説明した。防災講話については、合計 20 回市民団体や学校等に対して行い、防災の知識や、女性や要配慮者などそれぞれの特性に合わせた備えの必要性を伝えることができた。 ③今年度も、防犯、防災について、イベントを開催することが出来た。令和6年度以降についても、引き続き、様々なイベント等を通じて周知・啓発に努めていく。 防犯の情報発信の強化については、引き続き広報紙や HP、防犯支部への回覧チラシやポスターの配布等を行っていく。 防災については、既に多くの依頼を受けており、12月1日には門真市総合防災訓練を行うことから、今後もさまざまな場において、男女共同参画に関することや、女性や要配慮者などそれぞれの特性に合わせた備えの必要性に関する情報の啓発を行っていく。	B
④ 地域における子育て支援活動などに対する男女共同参画の促進	2	子育て応援ポータルサイト「すくすくひよこナビ」において、各所属からイベントやひとり親家庭への支援情報等、子育て支援に関する情報を掲載し、父親も母親も等しく支援を受けられるよう情報発信を行った。 引き続き子育て応援ポータルサイト「すくすくひよこナビ」において、さらに父親も母親も子育てに関する情報を得られるよう発信等を行っていく。	B

審議会の意見

10-①

通常の活動となり安心するところであり、今後の活発な活動に期待する。

「老人クラブ」の表現について「老人」の表現に何か変わる言葉があればいいかと思う。高齢者であってもアクティブシニアである方もいる。老人クラブへの加入を周知することについても、イメージ的なものもあり、何か工夫した名称に変更できれば、参加していただきやすいと思う。

10-②

仕事をしていても地域活動に参加できるモデルケースを例示する等、活動参加者の裾野を広げていただきたい。

10-③

防犯・防災の意識を高める取り組みは適切だが、女性を弱者として保護の対象とするのみではなく、地域における防災活動のリーダーを担える立場であることを意識した啓発活動を進めていただきたい。

10-④

子育て応援ポータルサイト「すくすくひよこナビ」は情報量が豊富で役立つサイトなので、より多くの当事者に活用されることが望ましい。

基本目標 2 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

方針	2-2	市民一人ひとりの意識に対する啓発の推進
施策	11	市民、団体などの地域活動に対する支援
所管課	人権市民相談課、地域政策課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①女性団体に対する 支援	1	関係団体も含めたネットワークの構築に向け、WESSの案内やセミナー等についてのチラシを配布し、地域活動における女性参画の促進に努めた。	B
		地域団体と連携し、女性リーダーの養成や女性団体への支援等の体制づくりを継続して進めるほか、セミナー等の開催を検討し、リーダー養成に努める。	
②ボランティア活動・ NPO 活動の促進	1	公益活動支援センターや NPO 団体に対し、男女共同参画を促進する内容のポスターやチラシがある場合は配架を依頼する等、周知に努めた。	B
		男女共同参画がより促進されるよう、昨年度以上に団体等に周知するよう努める。	
③地域コーディネーターの 人材発掘・育成	5	地域活動の主体となる自治会の加入率が年々減少している現在、地域の共通の課題の解決に取り組むことを目的とし中学校区を対象とした「地域会議」の設立を進めていたが、4年度末をもって全中学校区で設立された。地域が主体となり、地域の実情に応じた活動が活発化し「子どもから高齢者」まで気軽に参加できる取り組みも増加している。	C
		地域会議の市民の認知度がまだまだ低いため、地域会議の活動の周知に努め、地域の実情に応じた活動を地域ぐるみで展開できるよう、それぞれの地域でコーディネーターを発掘し、育成することに努め、さらなる地域力の強化を図る。	

審議会の意見

11-①

引き続き、意識啓発にご尽力いただきたい。現在の状況を知るために実施活動(チラシ、セミナー開催、リーダー養成、アンケート結果など)の具体的な数値による推移を示してほしい。

11-②

引き続き、意識啓発に取り組んでいただきたい。

11-③

6年度の取り組みにもあるように地域会議の認知度を高めるために、「地域会議」の具体性を明示しつつ引き続き取り組んでいただきたい。5年度実績にあるように自治会の加入率との関係による「地域会議」の必要性は何なのかを、具体的に何を目標に作られた会議なのか、何をしているのかなどを地域に発信していただきたい。

基本目標 2 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

方針	2-3	多様な選択を可能にする教育・学習の推進
施策	12	保育所、幼稚園、認定こども園、学校における男女共同参画意識の醸成
所管課	保育幼稚園課、学校教育課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①男女共同参画意識を育む保育の推進	2	保育所保育指針の趣旨に基づき、子ども一人ひとりの個性を尊重し、その能力を発揮できる環境づくりを園全体の取り組みとして展開した。 保育所保育指針に基づく子どもの個性を尊重した保育の実施。	B
②保育所職員研修の充実	2	男女共同参画の視点に立った保育・教育を実践していくため、研修参加が可能な体制を整備し、各種研修への参加を促した。(人権保育連続講座等) また、男女共同参画の意識の醸成に資する研修を企画し実施した。(「子どもの尊厳を守るために」 ちやいんどネット大阪 棚田 純子氏) 男女共同参画の視点に立った保育を推進するための研修への参加促進及び企画・実践。	B
③男女共同参画意識を育む教育の推進	2	幼稚園教育要領の趣旨に基づき、園全体で男女共同参画と一人ひとりの個性の尊重を基本とした幼児教育を展開した。 男女平等教育推進委員会において「男女共同参画」「ジェンダー平等」「性の多様性」等に関する資料・教材の他、前年度末に実施した各校の取組状況をまとめた資料を各校に共有するとともに、実践事例等により具体的に情報共有を行った。令和5年度末についても、アンケートを実施。アンケートをとりまとめ、市内小・中学校で共有し次年度以降の取組に活用する。 幼稚園教育要領の趣旨に基づき、園全体で男女共同参画と一人ひとりの個性の尊重を基本とした幼児教育の実施。 (学校教育課) 男女共同参画と一人ひとりの個性の尊重を基本とした教育を推進するため、引き続き必要な情報共有を行い、進路・生徒指導を含めた様々な取り組みを推進する。	B
④幼稚園・学校教職員研修の充実	2	男女共同参画の視点に立った保育・教育を実践していくため、研修参加が可能な体制を整備し、各種研修への参加を促した。(人権保育連続講座等) また、男女共同参画の意識の醸成に資する研修を企画し実施した。(「子どもの尊厳を守るために」 ちやいんどネット大阪 棚田 純子氏) (学校教育課) 学校における「隠れたカリキュラム」について理解し、すべての子どもが安心して過ごせる学校づくりについての認識を深める、ジェンダー平等教育の実践例を知り、どう取り組むかを考えるための研修を6月、当事者による講話の研修を2月に行った。 男女共同参画の視点に立った保育を推進するための研修への参加促進及び企画・実践。 各校での充実した授業実践につながるよう、教材等の情報提供や、課題に即した研修内容がより充実するよう、ワークショップを取り入れるなど研修形式工夫し実施する。	B

項 目 (市の役割)	めざす 効 果	実 施 状 況	自 己 評 価
		次年度の取り組み	
⑤性別にとらわれないキャリア教育の推進	2	①小・中学校の教員を対象にキャリア教育担当者連絡会を開催し、「門真市キャリア教育指針」に基づいた取組等について交流し、各校での実践を推進した。 ②小中9年間を見通した取組とするため中学校区で連携し、全体計画を作成した。 ③将来の自立をめざして自分たちの生き方を見つけることができるよう、地域人材や外部講師を招いた授業を実施した。 ①小・中学校の教員を対象にキャリア教育担当者連絡会を開催し、「門真市キャリア教育指針」に基づいた取組等について交流し、引き続き各校での実践を推進する。 ②小中9年間を見通した取組とするため中学校区で作成した全体計画をもとに取組を行う。 ③将来の自立をめざして自分たちの生き方を見つけることができるよう、地域人材や外部講師と連携した授業を実施する。	B
⑥保護者に対する男女共同参画社会の啓発の推進	1	懇談や行事などの機会をとらえ、男女共同参画の啓発に努めるとともに、男女共同参画の視点で保護者会活動が運営されるよう助言等に努めた。また、子どもに関する相談を通じ、各家庭が抱える問題について適切に対応するとともに、必要に応じて関係機関と連携し、支援に取り組んだ。 (学校教育課) 学校での男女共同参画に関する授業や活動についての教育内容を保護者とも共有するため、各校において取り組みについての発信や情報提供を行うことで、保護者の理解や家庭教育の重要性について啓発を行った。 あらゆる機会を通じ、更なる保護者の男女共同参画促進に向けた啓発・助言等の推進。 子どもたちに対し、家庭と学校から同じメッセージを伝えることで、より効果的な学びにつなげられるよう、保護者への理解、家庭教育の重要性について啓発を進める。	B

審議会の意見

12-①

子ども一人ひとりの個性が性別にとらわれることなく尊重されるような保育、幼児教育が行われており、評価できる。今後も引き続き、男女共同参画の視点に立った、水準の高い保育・幼児教育・学校教育を推進していただきたい。

12-②

保育実践の向上のため、実践につながる研修の企画立案、研修への参加可能な体制を整備したこと、評価できる。研修は参加者個人だけでなく組織にとって非常に重要であるので、今後も、実践につながる研修の企画立案と研修に参加しやすい体制整備を図っていただきたい。

12-③

幼稚園教育要領の趣旨や門真市第2期教育大綱の趣旨に基づき、今後も引き続き、男女共同参画と子ども一人ひとりの個性が性別にとらわれることなく尊重されるような幼児教育を、園全体で組織的に実施していただきたい。また、小中学校においては、各校の取り組み内容の情報共有だけでなく、具体的な実践の共有及び次年度の実践への活用につなげていることは評価できる。継続いただきたい。

12-④

今後も引き続き、男女共同参画と子ども一人ひとりの個性が性別にとらわれることなく尊重されるような幼児教育を、園全体で組織的に実施していただきたい。

12-⑤

「門真市キャリア教育指針」に基づいた取組を市内の小中学校で実践し、定期的に連絡会を設け、実践の交流を図っていること、また小中学校の9年間を見通した取り組みを行っていることについて評価できる。今後は、地域を巻き込みながら保幼を含め15歳までの15年間の取り組みにしていいただくこと期待する。

12-⑥

保護者会活動が男女が共同参画できる場として運営されるように、具体的に助言されていること評価できる。このように保幼校において、具体的に設定し保護者に啓発していただきたい。

基本目標 2 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

方針	2-3	多様な選択を可能にする教育・学習の推進
施策	13	男女共同参画を進める多様な学習機会の提供
所管課	生涯学習課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①エンパワーメント やチャレンジのため の能力開発や学習機 会の充実	4	指定管理者と協議のうえ、子どもの育ちや子育てを支援する講座の内容の充実を図った。	B
		年齢や性別を問わず、様々な人が知識や技術の習得することができるような学習機会の提供ができた。6年度も引き続き、市民のニーズに応じた講座を実施し、学習機会の提供ができるよう努める。	
②男性の家庭生活や 地域活動への参加を 促進する機会の充実	4	指定管理者と協議のうえ、男女共同参画企画として仕事と家庭生活、地域活動を両立できる社会の推進について講座を実施した。	B
		男女共同参画社会の実現に向けて、参加者に一緒に考えてもらえるような内容の講座を実施した。6年度も引き続き、生涯をととして必要な知識や技術習得のための学習機会の提供ができるよう努める。	

審議会の意見

子どもの育ちや子育てを支援できたり、男女共同参画企画として仕事と家庭生活、地域活動を両立できる社会の推進できるように、指定管理者と協議を行い、講座内容を充実させたこと評価できる。今後も引き、続き充実した講座にしていただけることを期待する。

基本目標 3 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

方針	3-1	生涯を通じた健康支援
施策	14	すべての人へ向けた心身の健康に関する啓発・教育の推進
所管課	人権市民相談課、健康増進課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する啓発	4	3月の「女性の健康週間」に合わせて、広報紙と市ホームページに啓発記事を掲載し、周知を行った。また、シティナビタで啓発チラシの画像を放映し、WESSにおいてもチラシの配架やセミナー参加者へチラシの配布を行った。 市ホームページや広報紙、シティナビタなどで広く周知することで、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意味や内容を知ってもらうきっかけになった。 リプロダクティブ・ヘルス/ライツを初めて耳にする人も多く、今後も意味や内容を分かりやすく周知する必要があることから、今後も WESS セミナー等において、理解していただく。	B
②性の尊重に関する教育の推進	4	①中学校からは性教育の依頼が1件あり、実施した。 ②保健福祉センター内において、チラシの設置やポスターの掲示を行った。 引き続きチラシやポスターなどとおして啓発に努めるとともに、依頼があれば学校などにおいても健康教育を行う。	B
③健康に関する啓発	4	①生活習慣病のさまざまなテーマでの健康教育講座を年10回実施した。 ②骨粗しょう症予防教室を実施した。 ①健康保険課の交付金の削除の影響のため、また、参加者の8割が65歳以上であり、高齢福祉課や健康保険課での取り組みと役割が重複するため、健康教育講座の実施回数を年3回に減らして実施。定員についても9月より廃止して実施。 ②昨年同様、年1回実施。	B
④飲酒、喫煙、薬物乱用防止対策などの推進	4	①前年度に引き続き、妊娠届出時の助産師等による面接において、喫煙している妊婦とそのパートナーに向けて、禁煙指導をおこなった。また、妊娠中期・後期に妊娠届出にて妊婦が喫煙している方を対象に、電話にて喫煙状況を聞き取り、喫煙されている妊婦に対して禁煙指導を実施。出産後は、健診時のすこやかアンケートを活用し、喫煙している養育者に向けて、禁煙指導や禁煙外来の情報提供を行った。 ②喫煙者だけでなく、受動喫煙を避けるような指導や情報提供を心掛け、たばこの害についての周知を実施した。 ③大阪府から届いたポスターを掲示、パンフレットを配架した。広報やホームページで周知を行った。 保健所や医師会などの関係機関との連携を図りながら、健康の保持等の周知啓発に努める。	B

審議会の意見

14-①

性と生殖に関する健康と権利について、科学的根拠の基づいた政策を推進するための一層の WESS の活用が重要である。

14-③

高齢化社会の続く今日、市の施設として健康啓発が大切であり、今後も継続しての市民への周知が重要である。

14-④

健全・健康な市民生活の実現のため、今後も継続した施策の継続を期待したい。

基本目標 3 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

方 針	3-1	生涯を通じた健康支援
施 策	15	生涯各期に応じた健康対策の推進
所 管 課	健康増進課、生涯学習課、高齢福祉課	

項 目 (市の役割)	めざす 効 果	実 施 状 況	自 己 評 価
		次年度の取り組み	
①妊娠や出産などに関する健康支援	6	①前年度に引き続き、母子健康手帳の交付時に助産師等による全数面接を実施。助産師が養育者の相談に応じるとともに、その内容を地区の担当保健師へ引き継ぎ、支援の継続に努めた。「門真市子育て世帯包括支援センターひよこテラス」の相談体制として、「地域子育て支援センター ひよこるむ」とも連携。 ②全数面接は前年度に引き続き実施できた。支援を必要とする母子への切れ目ないサポートのための相談支援体制が取れた。 引き続き母子健康手帳の交付時に妊娠・出産に関する専門性の高い助産師等による全数面接を行い、妊婦健診の受診勧奨及び妊婦の相談などにも対応する。助産師等による全数面接から、支援が必要なケースには早期に地区担当保健師の介入につなげる。 また、「門真市子育て世代包括支援センターひよこテラス」の相談体制を充実させ、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートできる体制を整える。	A
②乳幼児期からの食育の推進	4	門真市健康増進計画・食育推進計画の推進体制を充実させ、計画の進捗管理に取り組んだ。健診や個別相談での対応、健診などでのチラシ配布等の食育啓発を行った。 健康づくりの基礎となる乳幼児期に、適切な食習慣の確立や食を通じた豊かな人間性の構築、家族の関係づくりなどを深めるため、食生活の重要性について、総合的な食育の推進を図る。	B
③成人・高齢期における健康づくりの推進	4	①個別については4月より、集団については6月よりがん検診・一般健診を実施した。集団検診のWEB予約を開始し、開庁時間外もスマートフォン等で予約可能となった。乳がん・子宮がん検診については対象となる市民に無料クーポン券を送付し、府が設定する重点受診勧奨対象者にナッジ理論を取り入れた受診勧奨個別通知（25～44歳女性：子宮がん、50～69歳女性：乳がん、60～69歳男女：胃・大腸・肺がん）を実施し、受診を促した。受診率向上の取り組みとして、集団において保育付きの子宮がん検診を実施した。明治安田生命との協働事業として、健康いろいろ測定会を実施した。 ②市民にとって身近な医療機関で健（検）診を受ける機会を設けることができた。また受診率向上に向けた取り組みを行うことができた。 ③こころの相談については積極的な周知ができておらず、引き続き保健所など関係機関・関係各課との連携強化を図る必要がある。 引き続き、がん検診やその他健診についての周知・受診勧奨に努める。また、こころの問題など、適切な相談窓口を紹介し充実した相談支援を進める。 がん検診において、引き続き府が設定する重点受診勧奨対象者に対するナッジ理論を取り入れた個別受診勧奨や保育付きのがん検診などの取り組みを行い、受診率を向上させ、がんの早期発見・早期治療をめざす。	B
④健康づくりを意識した運動習慣の促進	4	門真市体育協会、門真市スポーツ少年団が主催する事業に対して補助金を交付した。また、門真市生涯スポーツ推進協議会の事業として、年間を通じたスポーツ・レクリエーション活動につながるよう、スポーツ教室を年3回実施した。 ①通いの場や高齢者の居場所の立ち上げを引き続き行い、今年度も新しく立ち上がった。 ②健康づくり協定締結先である牧りハビリテーション病院の専門職に講師にきてもらい、年4回健康づくり教室を実施した。 生涯を通じ、健康づくりを意識した運動の習慣づけを目指して、より多くの市民が気軽に参加できる気運を考えていきたい。 地域課題を意識し、通いの場、サロンの立ち上げ支援を進めていく。 介護予防の必要性について、市民向けにチラシ等も活用して周知していく。	B

審議会の意見

15-①

健康・安全な出産支援が安心できる家庭生活につながるので、「門真市子育て世代包括支援センター」等の関係の進化をさらに進めたい。

15-②③④

健康増進課の様々な施設は、市民の安心や健康のためには欠かせない施設であり、継続した取り組みをお願いしたい。

15-①②③④

健康増進課の取り組みは市民にとっての住み良い街づくりには重要なものばかりである。今後の活動にさらに期待したい。

基本目標 3 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

方針	3-2	さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備
施策	16	困難な状況に置かれた人々の課題解決のための支援強化
所管課	子育て支援課、高齢福祉課、障がい福祉課、福祉政策課、産業振興課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①ひとり親家庭に対する支援	6	①自立支援員によるひとり親自立支援相談を136件実施した。また、母子・父子自立支援員勉強会などに出席し、自立支援員の知識向上を図った。 ②自立支援教育訓練給付金が1件、高等職業訓練促進給付金事業が10件の実績があった。また、自立支援プログラム策定事業を行うことにより、個々のニーズに合わせた就労支援を行った。 ③今後も引き続き自立支援員による相談業務等を実施するとともに、関係機関等と連携することにより、相談体制の充実に努める。 「子ども・子育て支援計画」に基づき、ひとり親家庭を含めた総合的な子育て支援への取り組みを行う。母子・父子自立支援員を中心に、来所者へ柔軟に対応できる相談体制の構築に努める。また、他機関と連携しながらひとり親家庭の自立に向けた支援を実施する。	B
②高齢者に対する支援	3	地域包括支援センター・介護保険事業者だけでなく、市民への周知を強化し、高齢者が自立した生活が送れるような支援体制について周知を行った。同時に地域包括支援センター・介護保険事業者の協力を得て、自立支援に即したサービスの提供を推進した。 介護予防自立支援について市民に周知するため、市ホームページ及び広報を利用して周知啓発を行った。 市ホームページ及び広報を活用して周知を行ったが、市民周知は足りておらず、講演会の開催やチラシの作成など、広報以外でも継続した啓発活動が必要である。	B
③障がいのある児童に対する支援	3	①6年3月時点での障がいのある子どものサービス利用状況は、障がい福祉サービス、地域生活支援事業については減少傾向にあり、受給者証の発行数は、34人となっているものの、障がい児通所支援については、サービスが創設された平成24年度以降増え続け、令和6年3月末時点で受給者証の発行数は588人となっている。 ②障がいのある子どもに対し、学校等の所属機関、事業所、市が連携し、障がい児支援利用計画に基づき必要な療育の機会を提供するとともに保護者の負担軽減を行った。 ③今後も療育を必要とする障がいのある子どもが適切な療育を利用できるよう、関係機関に周知するとともに、市ホームページ及び福祉のしおり等でも継続して周知に努め、サービスを利用しやすい環境作りに努めていく。 引き続き、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に基づき、障がい児通所支援を主として、必要時の障がい福祉サービス・地域生活支援事業の利用を推進するとともに、障がいのある子どもに対する適切な療育の提供により、生活能力等の向上や、その生活を支えることにより、保護者の負担も軽減していく。	B
④障がいのある人に対する支援	3	①様々な障がいのある人に対し、障がい福祉サービス、地域生活支援事業のサービスの提供を実施した。 ②引き続き、市ホームページ、福祉のしおり等で障がい福祉サービス、地域生活支援事業について、継続して周知を行う。 引き続き、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に基づき、障がい福祉サービス・地域生活支援事業等の提供を行い、地域生活支援拠点を活用し、障がいのある人の自立に向けた支援を継続して実施する。	B

項 目 (市の役割)	めざす 効 果	実 施 状 況	自 己 評 価
		次年度の取り組み	
⑤生活が困窮している人に対する自立支援	6	住居確保給付金や貸付、就労支援の相談など、一人ひとりに合わせた支援策を検討し、支援を必要としている人に迅速に対応できた。	B
		引き続き、生活困窮者自立相談支援事業の実施により、生活困窮に関する相談を一元的に受け付ける窓口として機能するとともに、相談者に寄り添って自立にむけた支援に努める。また、生活困窮者就労準備支援事業や家計改善支援事業についても利用者が増加するよう、周知・啓発に努めている。	
⑥就労困難者に対する就労支援	5	本庁舎内の地域就労支援センターにて週3日（月・水・金）、就労相談を実施している。 ＜地域就労支援センター＞ 対象：障がい者、ひとり親家庭、中高年齢者など働く意欲がありながら就職が困難な人 相談件数：延べ178件 相談者数：27人（男：女＝17：10）	B
		地域就労支援センターにおいて、ハローワークからの職業訓練等の情報を提供するなど連携できた。 今後も、ハローワークとの連携をより強化し、就労困難者に対して地域就労支援センターによる就労支援を継続して実施していく。	
		地域就労支援センターにおいて、職業訓練等の情報提供するとともに、ハローワークとのさらなる連携強化を図り、ひとりでも多くの就職困難者が就労できるように努める。また、庁内関係各課との連携強化に努める。	
⑦小地域ネットワーク活動の推進	3	地域住民が主体となった支え合い活動を支援することにより、地域力の向上につながった。 昨年度より個別援助活動件数は減っているが、新型コロナの影響で減っていたグループ援助活動は、コロナ前の件数程度に増え、徐々に活動が元に戻りつつある。	B
		引き続き門真市社会福祉協議会が実施する小地域ネットワーク活動に対し、補助金を交付するとともに、よりきめ細かな、かつ実効的な事業が実施できるような仕組みづくりや助言を行っていく。	

審議会の意見

今後も継続して取り組んで頂き、市民の皆さんへの情報伝達及び支援の充実を図っていただきたい。

基本目標 3 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

方針	3-2	さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備
施策	17	複合的に困難な状況に置かれている人々への対策の推進
所管課	人権市民相談課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①情報提供の充実	3	様々な問題を抱えた女性に対し、相談業務において、必要な情報を教示するとともに、関係各課と連携を図り、利用できるサービスなどの提供を行っています。 また、関係各課が作成した情報冊子等についても配架した。 WESS セミナーにおいても、母子家庭や障がいのある女性を対象にした内容のセミナーを定期的に開催する等、幅広く生活に困っている女性へ情報提供を行っていく必要がある。 あらゆる機会をとらえて、困難な女性向けの情報提供を充実させる。	B
②相談体制の充実	5	各種相談事業について定期的に広報紙や市ホームページに掲載し、情報の発信を行った。特に、12月の人権週間特集号として、広報折込にて周知のほか、WESS セミナー及び絵本読み聞かせ会の参加者には、毎回、口頭とWESS のチラシの配布等で相談窓口の案内をした。 人権相談及び女性のための相談においては、月1回開催の連絡会議にて情報共有し、不定期ではあるが関係課に参加いただき、連携の強化を図った。5年度においては、初めての試みとして女性の弁護士による女性のための法律相談を実施した。 引き続き関係機関や庁内各課と連携し、相談体制の充実を図るとともに、潜在している悩みを抱えた人が相談につながるよう相談窓口の周知に努める。	B
③複合的な課題に関する対応	5	各種相談事業について定期的に広報紙や市ホームページに掲載し、情報の発信を行った。特に、12月の人権週間特集号として、広報折込にて周知のほか、WESS セミナー及び絵本読み聞かせ会の参加者には、毎回、口頭とWESS のチラシの配布等で相談窓口の案内をした。 人権相談及び女性のための人権相談においては、月1回開催の連絡会議にて情報共有し、不定期ではあるが関係課に参加いただき、連携の強化を図った。 引き続き関係機関や庁内各課と連携し、相談体制の充実を図るとともに、潜在している悩みを抱えた人が相談につながるよう相談窓口の周知に努める。引き続き効果的な周知方法などを検討していく。	B
④感染症等によるさまざまな困難への支援	3	コロナ禍の影響により経済的に困っている女性を支援するため WESS で生理用品を配付するとともに、セミナー等のチラシをお渡しし、声掛けを行った。また、広報紙においても生理用品の無償配布についての案内を掲載し、周知を行った。 あらゆる機会をとらえて、困難な女性向けの情報提供を充実させる。特に生理用品配付事業については、積極的な声掛けを継続して行う。	B

審議会の意見

17-①

最も相談が必要な女性が実は最も相談につながりにくい状況を変えるために、情報提供のツールや方法、場を充実させていただきたい。

17-②

女性弁護士による法律相談を始められたこと、ぜひ継続していただきたい。現状では法律の専門家の視点は大きな武器となる。

17-③

月に一度の関係機関の連絡会議をぜひ充実させていただきたい。

17-④

困難な問題を抱える女性向けの物質的な支援の継続を今後も引き続きお願いしたい。

基本目標 3 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

方針	3-3	多様性の尊重と理解の促進・支援
施策	18	性の多様性の尊重と理解促進や支援
所管課	人権市民相談課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①性の多様性の尊重 と理解促進や支援	3	市ホームページや広報紙、パンフレットの配架により、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の周知を行い、6月のプライド月間においては、市ホームページにてLGBTQ+をはじめとする性的マイノリティへの理解促進に努めた。 引き続き、市ホームページ及び市広報紙にて周知啓発に努めるとともに、SNSを活用するなど市民の理解促進に努める。また、セミナーや講座等にて啓発を行う。	B
②人権尊重意識を高 める機会の充実	3	啓発月間・週間等に合わせ5回講座を開催し150人以上の参加があった。また、市ホームページにて、門真市第2次人権教育・人権啓発推進基本計画や第3次かどま男女共同参画プランを掲載するなど、人権尊重意識の向上に努めた。 引き続き、様々な人権課題について、国や大阪府などの動向を注視し、テーマを考えるなど、人権意識の向上に努める。また、より多くの方に参加していただけるよう申し込み方法や周知方法について検討する。性に関する意識や価値観が多様化する中、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を踏まえ、当事者との出会い等を通じて多様性を尊重する意識や態度を育む取組を行う必要がある。	B

審議会の意見

18-①

根強いジェンダーバイアスはLGBTQ+のアンコンシャスバイアスにもつながっている。SNSの活用などを用いた今年度の取組みに期待したい。

18-②

性に関する意識や価値観の多様化は学校教育の中での啓発を忘れずに取り組んでいただきたい。

当事者がいたときに対応する、では遅いので、学校現場、地域社会がすぐ対応できるような環境を整備しておくことがとても重要である。教職員への性的マイノリティの研修を行うなど、受け入れ態勢を整えておく必要がある。

基本目標 3 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

方針	3-3	多様性の尊重と理解の促進・支援
施策	19	在住外国人が暮らしやすい環境づくりの推進
所管課	魅力発信課、企画課、生涯学習課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①生活情報や行政サービス情報などの提供	3	多言語配信アプリ「CatalogPocket」を活用し、広報紙を多言語で配信することで、日本語がわからない在住外国人にも生活情報や行政サービス情報を発信している。 広報紙を継続して「CatalogPocket」に配信し、在住外国人が情報を取得しやすい環境を整える。	B
②窓口におけるコミュニケーション支援の充実	6	在住外国人の各種相談については、外国語ボランティアとの連携による対応は、年間を通してのニーズが少なかったことから、平成25年度に事業廃止している。 しかし、現在、市の状況が変化し、在住外国人が増加していることから、新たに相談等に対応できる支援体制について検討を行っているところである。 ◆「多文化共生とまちづくり」に関する職員研修の開催 ・日時:令和6年5月22日(水)午後3時～5時 ・講師:上林 均寿氏 本市の外国人住民数は、令和4年は222名、令和5年は342名増加し、今後も増加し続ける見込み。多文化共生のまちづくりに向けて、職員一人ひとりの多文化共生への理解を深めることを目的に研修を開催。今後も支援体制について検討していく。	D
③在住外国人の地域活動への参加促進	4	市民プラザにおいては土曜午後、門真市立公民館においては火曜夜に日本語教室を開設した。学習者の日本語の習熟度にあわせてクラス分けをし、ニーズに合った教室運営を実施した。授業では、ただ日本語や文字を教えるだけでなく、生活に必要な手続きをする等のシチュエーションを想定した練習等を盛り込んだり、学習者及び支援者とのコミュニケーションを多くとれるような内容にしたりと、生活するための助けとなるような授業を実施した。 引き続き、ニーズに応じた内容の識字・日本語教室を実施し、在住外国人が地域の一員として生活できるよう環境整備に努める。	B

審議会の意見

- 19-①
情報発信に多言語配信アプリを導入することにより、在住外国人が情報を取得しやすい環境を整備した点は評価できる。
- 19-②
在住外国人が増加傾向という状況から、配信だけでなく、相談体制の充実という点から窓口業務などで翻訳変換アプリ等の活用検討の余地がある。今後は窓口相談が増加する可能性あり。
表向きは語学の支援をし、実際にはプライベートな様々な問題を聞き取り、対応していくことについて、関係課が連携することにより、ジェンダー問題を解決する方向に向かっていたきたい。
- 19-③
在住外国人が地域にとけこみ、地域住民として積極的に活動するにはやはり言語の壁は大きいので、引き続き言語学習の機会が必要。
全ての人が生活しやすい環境を整えていくという考えが広まっていくことを期待する。

基本目標 3 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

方針	3-3	多様性の尊重と理解の促進・支援
施策	20	多様な文化への理解と交流の推進
所管課	保育幼稚園課、学校教育課、魅力発信課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①国際理解教育の推進	5	門真市在日外国人教育推進協議会と連携し、各学校園での在日外国人教育、国際理解教育についての取組の実践発表や交流の場に参加した。教職員、幼児、保護者が多様な文化への理解を深めることで、多文化共生社会への意識づくりが図られた。 門真市在日外国人教育推進協議会と連携し、各学校での在日外国人教育や国際理解教育についての取組の実践発表と交流の場を設けた。直接編入児童生徒への対応や、多文化共生教育の推進のための情報共有等、各校における課題解決や理解を深める場となった。 門真市在日外国人教育推進協議会と連携し、各学校園における取組の実践発表や交流の場に参加し、多文化共生教育の取組を充実させていく。各校における課題から、内容や実施方法を検討し、多文化共生教育の取り組みをより一層充実させるため、門真市在日外国人教育推進協議会と連携し、各学校の実践交流の場を工夫する。	B
②多文化に対する理解を促進する教育の充実	3	①4年度実施のプレゼンテーションコンテストで最優秀賞・優秀賞を受賞した7名について、7月28日～8月6日にかけてオーストラリアのアデレードへ海外派遣研修を実施。 ②中学生英語プレゼンテーションコンテストにおいて、大学教授・講師、大学生ボランティア、海外派遣者OB・OG、英語科教員等の協力により、二次審査に向けた事前研修を1回、コンテストに向けた研修を4回実施した。二次審査事前研修では、二次審査本番で力を発揮できるよう、日本語や英語の面接練習も行った。 また、コンテスト当日は、受付や会場の整理など、会場内の運営は、職員、大学生ボランティアが連携し、問題なく終えることができた。 これまで引き継がれてきた良い点は維持しながら、これからの時代にふさわしい在り方について、検証を進めていく。	B
②国際交流活動の促進	5	市が行う国際交流の取組や様々な国や地域の人々との交流等を広報紙、市ホームページで市民にお知らせするなどの支援を行い、国際交流活動の促進に努めた。 国際交流に関する取組や人々との交流を広報紙や市ホームページでお知らせし、国際交流活動の認知度向上を図ることで、多様な文化への理解の促進を図る。	B

審議会の意見

20-①③

近年の在住外国人増加への迅速な対応に期待したい。

20-②

門真市独自の取り組みであるので、実施方法や効果の検証も行いながら、事業を継続していただきたい。

タイでは小学校のころから誰でも使っているトイレが常設しており、男女の他にマークを設けている。みんな違っていいんだということが子どもの頃から自然と教育されている。このように意識づけが出来る環境を整えることも大事ではないか。

基本目標 3 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

方 針	3-4	防災活動や災害時における男女共同参画の推進
施 策	21	男女共同参画の視点を取り入れた防災活動や災害対応の推進
所 管 課	危機管理課	

項 目 (市の役割)	めざす 効 果	実 施 状 況	自 己 評 価
		次年度の取り組み	
防災活動や災害時における男女共同参画の促進	1	新型コロナウイルスが5類に移行したことに伴い、市内で令和4年度以降にイベント等が行われた。 そのような中で、市民団体や学校などからの依頼により、合計20回の防災講話を行い、男女共同参画に関することや、女性や要配慮者などそれぞれの特性に合わせた備えの必要性を伝えることが出来た。 既に多くの依頼を受けており、12月1日には門真市総合防災訓練を行うことから、今後もさまざまな場において、男女共同参画に関することや、女性や要配慮者などそれぞれの特性に合わせた備えの必要性に関する情報の啓発を行っていく。	B

審議会の意見

女性を弱者として保護の対象とするのみではなく、地域における防災活動のリーダーを担える立場であることを意識した啓発活動を進めていただきたい。

基本目標 4 あらゆる暴力の根絶と被害者支援(DV防止法関連)

方針	4-1	あらゆる暴力の根絶の推進
施策	22	暴力を許さない社会づくりのための推進と啓発
所管課	人権市民相談課、学校教育課、健康増進課、福祉政策課、環境政策課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①市民に対するDVやセクシュアル・ハラスメントなどの啓発の推進	3	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」では、啓発記事を広報紙、市ホームページ、庁内インフォメーションに掲載し、市民及び職員にDVやセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発を行った。また、庁舎各フロアの女性トイレの鏡には啓発用シールを貼付し、相談先の電話番号を周知するとともに、運動のシンボルであるパープルリボンのバッジをWESS職員・相談員で着用し、周知啓発に努めた。 DV相談ナビの啓発カードと運動ポスターについては、運動期間終了後もWESS及び庁舎に掲示・配架し続け、啓発に努めており、市ホームページの啓発記事についても、継続して掲載し、周知を行っている。 継続した周知啓発と、さらなる効果的な啓発方法を検討する。	B
②企業に対するセクシュアル・ハラスメントなどの啓発の推進	3	門真市企業人権推進連絡会会員に対し、大阪企業人権協議会が主催するハラスメントをテーマとした「人権リーダー養成講座」等の案内を行うなど、各種ハラスメントの理解・認識を高めるための講習等の機会提供や周知啓発に努めている。 今後も講演会を実施するなど、ハラスメントについての理解のための周知啓発に努める。	B
③教職員に対するセクシュアル・ハラスメントなどの啓発の推進	1	①「学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」を4月に再度全校周知し、各校において管理職からの校内研修を実施した。 ②市主催の管理職研修および教職員対象服務研修を実施するとともに、ハラスメント防止については、年間を通して、定期的に校長会で周知している。 ③気になる児童・生徒に対する個別相談の時間を各校において毎学期設けている。 引き続き「学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」の周知および管理職からの校内研修を実施するとともに、市主催の教職員研修を実施する。 児童・生徒に対する個別相談の時間の確保についても、各校において継続して行い、相談体制を整える。	A
④デートDVの啓発の推進	3	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」では、啓発用イラストをあしらったポケットティッシュを各課窓口や関係機関に配架した。DV相談ナビの啓発カードと府作成のデートDVリーフレットは、WESS及び庁舎で常時配架した。 DV相談ナビの啓発カードと府作成のデートDVリーフレットの配架については、WESSの入口の外側にも配架し、WESS利用者のみならず、通行人に対しても目にもつきやすいよう工夫した。 庁内関係課等と連携した啓発方法を検討する。	B
⑤母子保健事業などを通じたDV防止の啓発や相談の充実	6	①母子健康手帳の交付時に助産師等による全数面接を実施し、必要時には妊娠時からハイリスク妊婦として地区担当保健師がケース対応を行った。また、月1回の保健師による事例検討会でハイリスク妊婦の検討や、情報共有が必要なケースの検討を実施し、密な支援ができるよう努めた。 ②妊娠期から子育て期までの、切れ目のない支援の中でDVのリスクアセスメントを行い、DV防止の啓発を行うことができている。また、人権市民相談課や子育て支援課等と連携しての支援ができた。 ③関係機関とのスムーズな連携に引き続き努める。 引き続き、母子健康手帳の交付時に妊娠・出産に関する専門性の高い助産師等による面接を実施し、必要なケースに早期に支援を開始する。また、個別面談、家庭訪問並びに健診等とおして啓発に努める。	A

項 目 (市の役割)	めざす 効 果	実 施 状 況	自 己 評 価
		次年度の取り組み	
⑥学校などにおける 人権教育の推進	2	①小・中学校の児童生徒向けと保護者向けに SNS トラブル予防について専門家による講演を行い、課題の大きいインターネット上のトラブル防止やリテラシーについて学び、相手に配慮したコミュニケーションについて考えた。 ②各校にて子どもの実態や社会情勢等を考慮しながら、個別の人権課題に特化した実践を行った。 ③市主催研修を実施し、実践的な学びの中で、教職員の人権意識の向上を図った。 引き続き小・中学校の児童生徒向けに SNS トラブル予防授業を行い、必要に応じて保護者も参加してもらう体制を整える。 各校において自分を大切に、他者を尊重し、互いがサポートしあうことで、暴力や差別をゆるさない人権教育を推進できるように、研修会や学習会等を実施していく。	A
⑦医療・保健・福祉関係者や保健福祉施設、地域団体などに対する周知	3	【門真市民生委員児童委員協議会】 7 月定例会において、こども政策課の職員を講師に招き、こどもの貧困対策についての研修を実施した。 10 月定例会において、障がい者基幹相談支援センターの職員を講師に招き、障がい福祉サービスについての研修を実施した。 12 月定例会において、守口支援学校の職員を講師に招き、障がい児支援についての研修を実施した。 R6.2 月定例会において、ふうせんの会の職員と当事者の方を講師に招き、ヤングケアラーについての研修を実施した。 当課所管の門真市民生委員児童委員協議会、門真市社会福祉協議会等の団体、担い手に対する情報提供に努め、地域の見守り力の向上に努める。	B
⑧被害者を発見しやすい立場にある職員に対する情報提供	6	府主催の DV に関する研修を WESS 職員・相談員が受講し、11 月には職員を対象とした DV 防止研修を開催し、周知・啓発を行った。 WESS 職員や相談員が DV 研修に参加することで、知識や対応が身につく、意識の向上にも繋がった。また、職員を対象とした DV 研修を開催することで、職員へも周知・啓発することができた。 職員を対象とした DV 防止研修を引き続き開催する。また、被害者を発見しやすい立場の関係課職員に対し、人権相談員及び女性のための相談員による情報共有の場である連絡会議に参加を促し連携を図る。	B
⑨女性に対する暴力表現を含む屋外広告物のないまちづくりの推進	1	①市内の清掃及び不法屋外広告物の簡易除却業務委託を行っている（令和 5 年度撤去件数 計 100 件）。撤去した 100 件のうち、女性に対する暴力表現を含む屋外広告物があった旨の報告は受けていない。 ②門真市美しいまちづくり推進協議会不法屋外広告物対策部会による撤去活動を実施したが、違法屋外広告物の撤去件数は 0 件であった。 今後も、門真市美しいまちづくり推進協議会不法屋外広告物対策部会、門真市障がい福祉を考える会による撤去活動の推進に努めていく。	B

審議会の意見

- 22-①
今後も継続した周知啓発を図るとともに、さらなる効果的な啓発方法を工夫されるよう期待する。
- 22-②
企業においてハラスメント防止に取り組むことは、人材確保にも必要であることを事業者理解していただく必要があることから、具体的で理解しやすい講座を実施していただきたい。
- 22-③
相談者が安心して相談できる体制作りが必要。相談した児童生徒が二次被害を被らないよう、十分に留意していただきたい。
- 22-④
デート DV の被害者では若年層が目立つことから、相談しやすい環境作りへの取り組みが不可欠と思われる。
- 22-⑤
全数面接の継続実施をお願いしたい。
- 22-⑥
暴力防止へ積極的に取り組まれており、今後も継続した取組みに期待する。
- 22-⑦
民生委員は地域の状況や課題を把握されているので、それらの情報共有の機会を設けることも有効である。
- 22-⑧
今後も職員の意識の向上を相談員の充実を図っていただきたい。
- 22-⑨
予防活動にも力を注いでいただきたい。

基本目標 4 あらゆる暴力の根絶と被害者支援(DV防止法関連)

方 針	4-2	相談体制の充実
施 策	23	安心できる相談体制の充実と連携体制の構築
所 管 課	人権市民相談課、高齢福祉課、障がい福祉課、人事課	

項 目 (市の役割)	めざす 効 果	実 施 状 況	自 己 評 価
		次年度の取り組み	
①相談窓口の周知	6	11 月の「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルカラーのパープルで、WESS入り口及び施設内をリボンや風船で飾り付け、啓発運動及び相談窓口の周知を行った。各種相談事業について定期的に広報誌や市ホームページに掲載及び市公式LINEにて相談予約できるようにしたほか、女性サポートステーションセミナー及び絵本読み聞かせの参加者には、毎回口頭とWESSのチラシの配布等で相談窓口の案内をした。 定期的に広報紙やホームページを中心に、女性のための相談、人権相談、人権擁護委員による相談や関係機関での専門分野も含めた相談窓口の周知を図り相談体制の充実をめざす。	A
②相談機能の充実と 窓口の連携の強化	6	各相談窓口の相談件数（延べ） ・人権相談 296 件 内、女性 DV 45 件、男性 DV 0 件 ・女性のための相談 292 件 主な相談：DV、生活や病気に関する不安、 親族間トラブル ・人権擁護委員による相談 8 件（男女比不明） 人権擁護委員による人権相談では、市内 11 か所の福祉施設において出張相談を実施している。（内 7 か所は感染症の影響によりリーフレットの配架及び施設職員との面談のみ） 引き続き、女性のための相談、人権相談、人権擁護委員による相談など相談体制の充実をめざす。	B
③高齢者や障がいの ある人、外国人などの 相談対応の充実	6	迅速に相談対応できるよう関係課や関係機関との連携を進めた。関係課及び関係機関との連携により、相談者の立場・状況に合った対応ができた。 ・地域包括支援センター、警察、WESSなどの関係機関と連携し、市民の相談に対応できるよう、地域ケア会議などを開催した。 ・庁内外のさまざまな機関と連携し、対応ができた。 ・これまで関わったことがない機関とも、ケースによっては連携する必要性があるため、地域ケア会議等を通じてネットワーク作りの強化を図った。 ・地域生活支援拠点で実施する相談体制と障がい者基幹相談支援センターを中核として市内2ヵ所の委託障がい者相談支援事業所及び市内外の指定特定相談支援事業所などの関係機関と連携し、障がいのある人からの相談に対し問題解決に取り組んだ。また、「障害者差別解消法」に関する相談にも対応できるよう引き続き、庁内への周知及び新規採用職員、新任管理職向け研修を実施するとともに、関係機関との連携を図り相談体制を充実させた。 ・関係機関と会議、連絡等を通じて連携を図り、スムーズな問題解決ができるように取り組めた。また、障がい者基幹相談支援センターを中核とするネットワークによる相談支援体制を強化できた。 ・今後も障がい者基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制のネットワークの更なる強化に取り組む。 引き続き、必要時に連携し適切に対応する。 地域包括ケア会議などを通じて、新たな機関との連携体制を構築する。 引き続き、第4次障がい者計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に基づき、地域生活支援拠点で実施する相談体制と障がい者基幹相談支援センターを中核として、障がいのある人の各種相談支援事業所及び関係機関と連携して継続的に障がいのある人からの相談に対応し、地域で安心した生活が送れるよう支援する。	B

項 目 (市の役割)	めざす 効 果	実 施 状 況	自 己 評 価
		次年度の取り組み	
④警察や医療機関、大阪府等関係機関との連携の強化	6	被害者からのDVなどの相談ケースについて、大阪府女性相談センターや警察と連携・情報共有を図った。 府が作成しているDV相談マニュアルを職員間で見直して共通認識の確認をする等、業務内容の再確認を心がけた。 今後も府や警察署等と丁寧に連携し、迅速な対応ができるよう努める。	B
⑤職員研修の充実	6	人事課と共催で11月に職員を対象としたDV防止研修、2月に人権講座ともに生きるとして「子どもへの暴力・性虐待について」を開催した。各課から最低1名研修に参加してもらうことで、職員へ周知・啓発することができた。 人権意識の向上を図るため、全職員が5年間で1度は受講する必須研修と位置づけ、研修を実施している。そのなかで、DVや虐待などに関する理解を深めるテーマについての研修を実施した。 テーマ：DV相談の現状と課題～その特異性と連携について～ 受講者【男性24名 女性19名】 テーマ：自己尊重のコミュニケーションと職場の人権 受講者【男性31名 女性17名】 テーマ：「子どもへの暴力・性虐待」について 受講者【男性28名 女性19名】 引き続き、人事課との共催によるDV研修等を実施し職員の人権意識の向上に努めていく。 継続して研修を実施することにより、人権意識の向上は図れており、DVの内容を含めた研修についても継続して実施できた。受講者には学んだことを職場で共有を図り、業務等に活かしてもらっており、引き続き、派遣研修も含めて研修を実施していく。 今後も男女共同参画プランの基本理念を踏まえ、研修テーマについて人権市民相談課と協議・調整を行い、職員研修の充実を図る。	B

審議会の意見

23-①

相談体制の周知啓発は、大切な取り組みである。様々な媒体を駆使してメッセージが常時目にとまると、相談の敷居が低くなり相談しやすくなることから、次年度の周知方法に期待する。

23-②

様々な媒体を駆使して相談窓口の利用を啓発する取り組みは大切。常時目にすると、相談の心理的距離が短くなり、相談への抵抗が少なくなり利用者の気持ちに添った相談窓口になると思う。

23-③

各機関と連携し、高齢者が安心して地域と繋がる事ができる取組みは、利用者目線に沿っており、優しさを実感できる。利用者が安心して施設を利用できる体制が不可欠である。

在日外国人の方のハラスメントの問題であったり DVの問題であったりというのはなかなか表面化しにくいところもあると思うので、その配慮も必要である。

23-④

DV案件では各関連機関としっかりと連携をとり、必要な時に必要なサポート体制を取ることができる。普段から準備態勢ができていますので、利用者は安心感を持ちやすい。

23-⑤

職員研修ではDVの本質や連携等の研修を行い、相談者理解に力を注いでいる。しっかりと対応できる知識とスキルを身につけようとされ、被害者への二次被害防止に力を注ぐ姿勢は評価できる。被害者への二次被害防止に力を入れることは被害者支援の基本である。

基本目標 4 あらゆる暴力の根絶と被害者支援(DV防止法関連)

方針	4-3	被害者への支援体制の充実
施策	24	被害者の安全確保と支援体制の充実
所管課	人権市民相談課、市民課、産業振興課、子育て支援課	

項目 (市の役割)	めざす 効果	実施状況	自己 評価
		次年度の取り組み	
①大阪府等関係機関との連携による一時保護の推進	5	人権市民相談課が一時保護した件数は5件であった。(人権相談0件、女性相談5件) 大阪府等関係機関と調整し、一時保護施設で被害者の自立に向けた生活支援等を行っていく。 今後も警察署や大阪府等関係機関との連携強化を図り被害者支援に努める。	A
②被害者の状況に対応した支援の充実	5	「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写し等の交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための門真市措置要領」に基づき支援措置を実施した。 支援措置希望者の被害状況に応じた相談機関への案内、関係各部署及び他市町村との情報共有、慎重な判断による証明書の交付を行い、DV等の被害者が安心して生活できるよう努めた。 支援措置対象者及び希望者に対して丁寧な説明を心がけ、国からの通知に基づき他市町村に対する伝達漏れがないよう担当者間で適宜確認しながら、慎重に対応した。 DVに関する相談は延べ119件(女性のための相談延べ74件・人権相談延べ45件)で、必要に応じて関係課と会議をし、連携を図った。また大阪府家庭支援課や保健所が主催する研修会に参加することで個別ケースの学習や庁内以外の関係機関との関係づくりに取り組んだ。 DV被害者の相談内容を十分に聞き取り、本人の意思を把握の上、本人の意思決定による援助ができた。 住民基本台帳事務等に基づく支援措置の実施に際し、関係各部署との情報共有等について更なる強化を図り、また情報管理についても強化に努める。	B
③関係機関との連携による就労支援の推進	5	地域就労支援センターに来所する相談者に対し、職業訓練等の情報提供を実施した。また、ハローワークや府・庁内関係各課との連携強化を図り、就労へつながるよう努めた。合同企業説明会・面接会において、地域関連機関と連携強化を図り、来場者数の増加に努めた。 <地域就労支援センター> 対象：障がい者、ひとり親家庭、中高年齢者など働く意欲がありながら就職が困難な人 相談件数：延べ178件 相談者数：27人(男：女=17：10) <合同企業就職説明会・面接会> 対象：求職者全般 来場者数：62人 応募者数：延べ62人 他機関からの情報提供や庁内関係各課、関係機関との連携ができた。 今後も 他機関及び庁内関係各課とのさらなる連携強化を図り、就労相談・支援に努める。 WE S Sにおける女性の就労支援相談は、延べ102件で、ハローワークの求人情報閲覧していただくなど、相談者に適切な情報提供を行った。 地域就労支援センターでは職業訓練等の情報提供とともに、ハローワークや府・庁内関係各課との連携強化を図り、ひとりでも多くの人が就労できるように努める。 また、合同企業就職説明会・面接会においても、地域関連機関と連携強化を図り、ひとりでも多くの人に来場してもらえよう努める。 今後も女性のための就労に必要な情報提供を行うとともに、ハローワークなど関係機関との連携による就労支援を進めます。	B

項 目 (市の役割)	めざす 効 果	実 施 状 況	自 己 評 価
		次年度の取り組み	
④被害者の子どもの 支援の充実	5	DV の特性に対する理解のもと、子どもの人権擁護のために以下の取り組みを行った。 ・令和 7 年度からのこども家庭センターの設置に先駆けて統括支援員を配置し、母子保健担当課と児童福祉担当課の連携を強化した。 ・関係各課には引き続き虐待対応専門員を配置し、児童虐待対応のための円滑な連携を図った。 ・要保護児童連絡調整会議の実務者機関を対象にスーパーバイズ研修（児童虐待防止啓発研修）を実施し、児童虐待対応についての知識・スキルの向上を図った。 ・児童福祉に精通した弁護士を要保護児童連絡調整会議のスーパーバイザーとして継続して配置し、指導・助言のもと迅速な対応を行った。 ・要保護児童連絡調整会議の進行管理会議（全件見直し会議）を半日会議から 1 日会議へ変更し、重篤な児童虐待事案の防止に向けて会議運営を見直すとともに、情報共有と支援方針の検討の充実を図った。 児童虐待通告を含めた相談件数は年々増加傾向にあり、その相談内容も多様化・複雑化している。児童が所属する機関との連携強化に努めつつ、相談員の専門性向上と支援体制の充実にも努める必要がある。 令和 6 年度は統括支援員が母子保健担当課の会議にも参加することで、さらなる連携強化を図っている。令和 7 年度のこども家庭センターの設置に向けて、関係各課との調整を図りつつ準備を進めている。	A
⑤子どもに関する相 談の充実	6	子どもの安全確保を最優先に迅速な対応に努めた。子どもに関する相談内容に応じて相談員が子どもを地域資源につなぎ、関係機関間の連携促進を図るとともに、子どものケアを実施して、子どもの健全育成に向けた環境整備を行った。また、相談員の専門性向上を図るため、調整担当者研修やその他研修に積極的に参加した。 相談員が子どもへの支援に関する研修に積極的に参加するとともに、その内容を課内で共有することにより専門性向上にも努める。	A

審議会の意見

24-①

相談者の保護と、自立を目指す一時保護施設への入居援助ができたことにより、被害者の未来が開かれた。女性支援のために、平素から他機関との関係性に尽力する姿勢が、女性に力を与えている。

24-②

DV 案件に対する適切な対応と、被害者への二次被害防止を念頭に置いた支援を高く評価する。二次被害を受けない援助によって、相談者は回復に向かって進むことができる。

24-③

産業振興課と人権市民相談課は、それぞれの特徴を活かした支援を目指して活動されていることが分かる。その姿勢は相談者にも伝わり、相談者は力と勇気を手に入れることができるでしょう。

24-④

支援関係者の皆さんが有効で適切な支援を日々模索し、関連機関との協働によって被害者への適切な支援を心がけている日常が、よく伝わってくる。様々な被害を受けている相談者との関係作りは大変だが、抱え込まずに関連機関の人達と協力しあい、より良い支援を目指す姿が、相談者の勇気と生きる力の回復に寄与する。

24-⑤

支援者の皆さんが日々の多様な活動とともに、研修を積極的に受けて、燃え尽き防止に取り組まれている姿が伝わってくる。役立つ支援は、まず支援者自身のケアが不可欠である。